

諮問番号：令和6年度(2024年度)諮問第4号

答申番号：令和6年度(2024年度)答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和4年（2022年）9月26日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁は、審査請求人の障害年金受給による自立更生費の現物確認について、自宅調査が必要であると主張するが、処分庁の職員と社会保険労務士とで自宅調査を受けないことを契約しているものであり、また、審査請求人の病気のため対応できないものである。

パソコンの必要性についても何度も説明したが、パソコンは仕事を探す上でも必要である。

処分庁は、生活保護受給者の自立に向けた就労の援助等といった生活改善よりも収入認定等を責務だとして、ひたすら現物確認に力を入れた対応であるが、このままでは生活の改善、子どもたちの教育、就労ができない。本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 法第63条に規定する要返還額について

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年（2012年）7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1－（2）－（ウ）及び「生活保護問答集について」（平成21年（2009年）3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13－6に基づき、審査請求人が年金受給権を取得した年月である平成29年（2017年）7月が資力の発生時点となる。

本件において、処分庁は、審査請求人が令和4年（2022年）5月に遡及して受給した平成29年（2017年）8月分から令和4年（2022年）3月分までの障害基礎年金及び障害厚生年金（以下「遡及年金」という。）の合計額〇〇円から、必要経費として社会保険労務士への報酬〇〇円、児童扶養手当過誤払金〇〇円及び児童扶養手当臨時特別給付金過誤払金〇〇円を控除した〇〇円を収入認定額として決定していることが認められる。

審査請求人は平成28年（2016年）4月15日から生活保護を開始しているところ、問答集問13－18に基づき、本件処分を行った令和4年（2022年）8月から5年間遡及した平成29年（2017年）9月までの間に、処分庁が審査請求人に支給した額は合計〇〇円であり、収入認定額〇〇円を超えていることから、収入認定額〇〇円を要返還額と決定したことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 自立更生費の認定について

平成24年課長通知1－（2）において、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると」、「厳格に対応することが求められる」旨が示されている。また、同通知1－（2）－（イ）

では「真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」とされている。

審査請求人から提出された自立更生計画書に記載された物品等について、①審査請求人の疾病に係る鼻洗浄及び空気清浄機、②自動車の維持費（車検代及び軽自動車税）、③家具什器、衣料類等、④自転車に分類し検討する。①鼻洗浄については、処分庁から提出された令和3年（2021年）12月16日のケース記録票によると、審査請求人は「病院からは鼻の洗浄機は保険適用外のため自費で購入してほしいと言われた」とも主張していることから、治療上必要となるものではなく、経常的な生活費の範囲内で計画的に購入すべきものであり、空気清浄機については、審査請求人から必要性についての具体的な資料の提出はなく傷病に係る必要性は判断できないため、真にやむを得ない理由があるとはいえない。②自動車の維持費（車検代及び軽自動車税）については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年（1963年）4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3-1問12-答1（4）、問答集問3-19及び「生活保護法による保護の基準」（昭和38年（1963年）厚生省告示第158号）別表第1-第2章-9に基づき、母子加算と障害者加算の重複調整に伴い、審査請求人には高い加算額である母子加算が支給されており、母子加算の範囲内で自動車の維持費が賄われることを前提として、通院用のための自動車の保有を認めていると考えられることから、真にやむを得ない理由があると認めることはできない。③家具什器、衣料類等については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年（1961年）4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第7-1及び問答集問7-45において、日常生活に必要な物品は本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入すべきものとされている。審査請求人の長女及び長男の小学校第4学年進級時の学童服等の被服費は、課長通知第7-1問61に基づき既に支給済みであると考えられるため、特別の需要があるとは認められない。審査請求人の長女（以下「長女」という。）に係る中学校進学時の入学準備金は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年（1963年）4

月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 7-2-(8)に基づき、通常、中学校進学の前直前に支給されるべきものであるところ、審査請求人が自立更生計画書を提出した令和 4 年(2022 年)6 月時点での中学生用の被服等の購入は、真にやむを得ないといえない。また、長女が必要とする剣道防具一式は、局長通知第 7-3-(7)に基づき、教育扶助の学習支援費の上限額内で支給検討されるべきものであり、また、令和 4 年(2022 年)1 月 26 日のケース記録票によると、審査請求人の長女及び長男の剣道防具等の費用については教育扶助の学習支援費として支給済みであることから、真にやむを得ない理由に当たらない。パソコンについては、審査請求人から具体的な利用計画等が無く、診断書をみると、自立更生費申請時点において審査請求人に稼働能力があると認められないと判断されることから、真にやむを得ない理由があると判断できない。エアコンについては、審査請求人が処分庁に提出した引越費用の見積書の記載内容から、既にエアコンが 2 台設置されていると考えられることから、真にやむを得ない理由があると判断できない。⑤自転車については、審査請求人には自動車の保有が認められており、また審査請求人の長女及び長男の自転車について、自立更生計画書によると新たに購入する真にやむを得ない理由があると判断できない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は反論書において、処分庁の説明が不十分である旨主張しているが、ケース記録票によると、令和 3 年(2021 年)7 月 19 日に、処分庁は審査請求人に対し、自立更生費について説明しており、また、審査請求人自身も自立更生計画書を提出していることからしても、審査請求人が処分庁の説明を受けていないと認めるに足る事実とは認められない。

また、審査請求人は反論書において、処分庁の調査が不十分である旨主張しているが、処分庁は、診断会議を計 6 回開催し、組織的に検討を行ったことが認められ、自立阻害に係る検討が欠如しているとはいえない。また、処分庁が現物確認等を行うことができないことは、審査請求人に訪問調査を断られたため、写真撮影による調査を依頼したが、審査請求人が応じなかったことによるものである。

第4 調査審議の経過

令和6年（2024年）10月11日 審査庁から諮問

11月20日 第1回審議

12月26日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

（1）遡及して受給した年金収入の取扱いについて

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（保護の補足性）と定めている。

これを受けて、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。

また、仮に遡及して受給した年金収入相当額の返還がなされない場合には、年金と生活保護費とを重複して受給していることになるので、年金を受給している他の被保護者と比較して著しく公平性を欠くこととなる。この点につき平成24年課長通知1－（2）では、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについて、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると」、「厳格に対応することが求められる」旨が示されている。そして、同通知1－（2）－（ア）では、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由によ

り控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明しておくこととされ、同通知 1－(2)－(イ)では、「真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」が求められている。

(2) 本件処分について

ア 要返還額の算定について

本件処分について、処分庁は、審査請求人の遡及年金の受給額〇〇円から、必要経費として認定した社会保険労務士への報酬〇〇円、児童扶養手当過払金〇〇円及び〇〇児童扶養手当受給者臨時給付金過払金〇〇円を控除した〇〇円を収入認定額としている。

そして、審査請求人の資力の発生時点を遡及年金の受給権が発生した平成 29 年(2017 年)7 月として、本件処分時から 5 年間遡及した平成 29 年(2017 年)9 月までの間に支弁した保護費の合計〇〇円が、収入認定額〇〇円を上回るため、要返還額を〇〇円として決定した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

イ 自立更生費の認定について

審査請求人から処分庁に提出された自立更生計画書のうち、審査請求人が自身の疾病に関連すると主張する空気清浄機の購入費用については、通常予測される生活需要であると解されることから、経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものと認められる。

同じく審査請求人が自身の疾病に関連すると主張する鼻洗浄の購入費用については、ケース記録票によると、令和 3 年(2021 年)12 月 16 日に処分庁は、〇〇課から、「審査請求人から、病院からは鼻の洗浄機は保険適用外のため自費で購入してほしいと言われたとの申し出があった」との報告を受けていること、審査請求人から提出された資料からは、審査請求人の疾病の治療に限り必要となる物品であるか不明であること、仮に当該治療に必要となる物品であったとしても、経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものであるとも解されること

から、自立更生費として控除すべき真にやむを得ない理由があるとは認められない。

エアコンの購入費用については、審査請求人は自立更生計画書の理由や反論書において、「引っ越し後寝室にエアコンがなく、寝室まで夏は冷房することができず寝苦しい」と主張しているが、審査請求人がエアコンを保有していないこと等の新たな購入を必要とする特段の事情は認められず、自立更生費として控除すべき真にやむを得ない理由があるとは認められない。

パソコンの購入費用については、処分庁は、審査請求人が自立支援プログラムの参加中に在宅ワークでパソコンが必要な場合には、事業受託者からパソコンの貸出しが無償で行われることを確認している。また、審査請求人は反論書において、「就労できる状況ではない」と主張しており、当審査会に提出された事件記録によると、本件処分時において審査請求人の就職が確定していた事実は認められないことから、パソコンの購入費用が自立更生費として控除すべき真にやむを得ない理由があるとは認められない。

長女の中学校入学時の制服等に係る購入費用については、臨時的最低生活費（一時扶助費）の支給対象となり得るものであるが、審査請求人が自立更生計画書を提出した令和4年（2022年）6月時点においては入学期であるとは認められない。また、審査請求人は反論書において、長女の中学校入学時の入学準備金が、局長通知第7-2-（8）で定められた額を超える旨主張しているが、入学準備金について実際の支出額が上記で定められた額の範囲を超えた場合に、その差額を支給する旨を定めた法令等の規定はなく、審査請求人の主張は採用できない。

長女の剣道防具一式の購入費用については、臨時的最低生活費（教育扶助費）の支給対象となり得るものであるが、ケース記録票によると、審査請求人が自立更生計画書を提出した令和4年（2022年）5月27日以前の令和4年（2022年）1月31日に、処分庁は、審査請求人の長女及び長男の剣道防具について、局長通知第7-3-（7）で定

められた額を支給していることが認められること、また、審査請求人から提出された資料からは、新たな購入を必要とする特段の事情は認められないことから、自立更生費として控除すべき真にやむを得ない理由があるとは認められない。

自動車の維持に要する費用については、課長通知第3-1問12において、「自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること」を前提として自動車の保有が認められるところ、処分庁は、審査請求人の自動車の維持費が母子加算の範囲内で賄われることを前提として自動車の保有を認めており、自動車の維持に要する費用を自立更生費として控除すべき真にやむを得ない理由があるとは認めないとする処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

その他の項目に係る購入費用については、通常予測される生活需要であると解されることから、経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものと認められる。

以上により、これらの購入費用について、自立更生費として控除すべき真にやむを得ない理由があるとは認めないとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

（3）審査請求人の主張について

審査請求人は反論書において、遡及年金が原則全額返還となることや平成24年課長通知等の説明を受けていない、また、処分庁から自立更生費が認められるとの説明を受けたため年金の裁定請求を行った旨主張している。

被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、平成24年課長通知1-(2)-(ア)①ないし③の取扱いを説明することが求められているところ、本件について、ケース記録票には、処分庁が審査請求人に対し、上記通知に定められている取扱いについて複数回説明した旨が記載されている。なお、審査請求人は上記のように主張するが、審査請求人の就労支援者と処分庁との間で、審査請求人の

遡及年金の裁定請求に係る状況等についてやり取りがあったことが認められることから、処分庁の主張には一定の信憑性があるといえる。したがって、処分庁は平成24年課長通知に定められている取扱いについての説明を行っていることから、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は反論書等において、処分庁の調査方法は多様であって差し支えなく、審査請求人が持参できるものは持参を求める等の調査が可能であったとして、処分庁の調査は不十分である旨主張している。

本件において、処分庁は審査請求人に対し、自宅訪問は行わないとして、写真による現状確認を複数回求めたものの、審査請求人はこれに応じなかったことが認められる。また、審査請求人の就労支援者や弁護士が審査請求人に対し、処分庁の調査に協力するよう勧めたものの、審査請求人が応じなかった事情も認められることから、審査請求人の主張は採用できない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 宮 田 房 之

委員 井 寺 美 穂

委員 真 田 由 紀 子